

一般社団法人 日本マネジメントスクール

会員の入退会に関する規則

(目 的)

第1条 この規則は、定款第6条に基づき、社員総会の決議により、入会及び退会に関し、必要な事項を定めるものであり、この規則を変更するときも同様とする。

(入 会)

第2条 会員になろうとする法人・団体又は個人は、所定の入会申込書を 会長に提出しなければならない。

2 会員になろうとする法人・団体は、会員代表者を定め会長に届け出なければならない。

3 この法人の入会の可否は、次に掲げる基準を基に定款で定める会員資格に応じて理事会において決定する。

(1) 当スクールの事業目的や趣旨に賛同する者であること。

(2) 再入会の場合は、過去において除名処分を受けたことが無く、かつ未納会費等が無いこと。

(3) 暴力団その他の反社会的勢力に属するものでないこと。

4 会長は、理事会において入会の可否を決定したときは、入会申し込み者にその旨を書面又は電磁的方法で通知しなければならない。

5 前4項の規定にかかわらず、名誉会員の入会については、理事会が社員総会に推薦し、総会の承認を経て、本人が入会を承諾することにより成立する。

6 入会者は、入会后直ちに会員名簿に登録されるものとする。

(会費等)

第3条 入会者は、入会后速やかに、会員の経費負担に関する規則に定める会費等を納めなければならない。

2 前項の規則にかかわらず、名誉会員については、これを要しない。

(変 更)

第4条 第2条2項の会員は、会員代表者を変更した場合は、速やかに変更届を会長に提出しなければならない。

(退 会)

第5条 会員は、退会届を提出して、任意にいつでも退会することができる。

- 2 定款第10条第1項第1号に基づく支払い義務を履行せず、督促後1年以内に履行しなかったときは、その会員は退会したものとみなす。
- 3 会員がその資格を喪失した時は、会員名簿の登録を抹消する。
- 4 会員がその資格を喪失した場合、既納の会費等は返還しない。

(附 則)

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行の伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。